

# 環境活動団体支援事業助成金募集要項

## 1 目的

環境活動団体が実施する自然とのふれあいや自然環境保全等の活動を通じて、子どもたちや地域の住民等が、自然環境のすばらしさや大切さを実感し、自然共生型の地域づくりを推進するとともに、環境に配慮した行動がとれる子どもたちや県民を育成することを目的として、団体の事業に必要な経費の一部を助成します。

## 2 助成の対象

県内に活動拠点を有して県内で活動しており、活動歴が1年以上である環境活動団体を対象とします。

## 3 助成金を交付する事業

事業は、次のいずれかに掲げるものであって、特定のフィールドで将来にわたって継続的に行われるものを対象とします。

### (1) 野生動植物

- ①野生動植物の保護・増殖
- ②野生動植物の生息・生育地の保全 等

### (2) 自然環境の保全・再生

- ①河川・海岸等の環境保全
- ②里地・里山の保全 等

### (3) 自然とのふれあい

- ①ビオトープ等の自然とのふれあいの場づくり
- ②自然環境学習会（観察会等）の開催 等

## 4 事業の要件

助成金を交付する事業は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 年間、2回以上の実践活動（環境学習を含む）が行われること。
- (2) 子ども（高校生以下）の参加が原則として5名以上であること。
- (3) 参加費は無料であること。（ただし、食事代、資料代等の経費を除く）
- (4) 当該事業の実施について、行政機関等から補助金又は委託金等の助成を受けていないこと。
- (5) 政治・宗教活動及び営利を目的とするものでないこと。
- (6) 事業実施における十分な安全対策がとられていること。

## 5 助成限度額及び対象経費

- (1) 1事業に対する助成限度額は20万円とします。
- (2) 対象となる経費は、事業の実施に必要な材料・道具・燃料・種苗等の購入費、機材・会場の借上げ費、外部講師謝金等とし、懇親会費、飲食費、恒常的な人件費及び運営費等、事業の実施に必要と認められない経費は助成対象外とします。

## 6 申請手続き

別添様式により平成31年5月14日（火）までに当財団へ申請してください。

## 7 交付決定

選考委員会での審査の後、交付を決定し、平成31年6月末までに通知します。

### ◆ お問い合わせ・申請書請求先

公益財団法人山口県ひとづくり財団 県民学習部 環境学習推進センター  
〒754-0893 山口市秋穂二島1062  
TEL 083-987-1110 FAX 083-987-1720  
E-mail kankyo.c@hito21.jp URL <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/>  
※ホームページに詳細を掲載しますので、申請書をダウンロードしてお申込みください。（4月以降）